

「東京・下水道よもやま話」

新保和三郎

講師の新保和三郎さん（元本会会員）は、昭和二十六年に東京都水道局下水課に入られた方です。戦後、東京が下水道事業を本格的に再開するに当たり、行財政計画についていろいろと模索した軌跡を振り返っての感慨をさつくばらんに語っていただきました。

講演に先立ち、新保さんも出演している東京都提供の広報番組『こんにちば東京 地下1世紀1万キロ』（昭和五十七年、テレビ朝日、30分）を上映しました。

さらに参考資料として、屎尿・下水研究会が作成した文化資料・3『論考・トイレと下水道』（第2〜3編は新保さんの執筆された論文）を席上配布しました。

一、東京都提供の広報テレビ番組『地下1世紀1万キロ』の上映

この番組は、東京の近代下水道開始100周年に当たり製作されたものです。

講師の新保和三郎さんが、神田下水（デ・レーケの指導のもと石黒五十二が設計）のこと、長与専斎の『松香私志』のこと、森陽外の『衛生談』のこと、中島鋭治による処理場を含む合流式下水道設計のこと、終戦時には旧15区の80%に下水道が普及していたことなどを、現地に向いて軽妙に話されています。

また、名著『廁考』の著者として知られる李家正文さんが、屎尿の肥料としての利用、西欧との水洗化への認識の相違、財政難・戦争の影響など

による水洗化の遅れについて語っています。

さらに、本会会員の松下行雄さん（元東京都下水道局）が、水需要の増大、河海の水質汚濁、オリンピック開催（昭和三十九年）に伴う下水道工事の促進、昭和四十五年の公害国会以降の下水道事業の急伸、建設費の肥大化、荒川以東地域での普及の遅れ、下水道普及に伴う河川水質の改善、昭和六十年代に区部100%普及の目標などに関して、インタビュに答える形で解説を加えています。

この番組ではこの外、公共下水道整備の遅れにより、浸水被害が多発し、未水洗便所が多数残っている地域（周辺6区）の担当課長や一般住民の方々が登場し、下水道の早期実現を訴えています。

以下に、3氏の語りを再話します。なお、（ ）内はナレーション部分です。

1. 新保和三郎氏の話

明治十六年に内務省から通達が出され、コレラ対策として下水道を改良しようということになり、明治十七年と十八年の二年間にわたって、この

神田地区一帯に約4kmの下水道工事を行いました。神田下水と言われるもので、これが日本の近代的下水道の始まりとなりました。

（明治十年にコレラが発生し、衛生上の見地から識者の間で上下水道の建設が叫ばれていました。当時の内務卿は東京府知事に対して水道・溝渠の改良を指示し、最も人口が密集していた神田地区に下水道が造られることになったのです。神田下水はオランダ人技師デ・レーケの指導のもとに、石黒五十二が設計したもので現在でもレンガ積み美しい姿を残しています。森ヶ崎処理場につくられた記念碑は、この神田下水を復元したものです。）

明治維新後、外国との交流が盛んになり、外国からいろいろな文化が入ってくると同時に、病気も持ち込まれました。コレラ、チフス、赤痢などの伝染病です。その結果、人口が非常に過密な東京の場合では、数多くの患者が出ました。

都市の環境衛生を良くするためにどう対処したらよいかについて、多くの識者から様々な議論

が出される中、当時の内務省の衛生局（日本全国の環境衛生行政を預かる役所）のキャップであった長与専齋が、医学的立場も併せて、伝染病予防対策として上下水道の近代化を推進しました。

（長与専齋が残した『松香私誌』にはこの間の事情がはつきり記されており、下水道は待ちとずる考え方や財政難のため下水道計画が挫折したことに對する無念さが滲み出ています。同じ頃、森鷗外も『衛生談』という講演の中で、医師としての立場から下水道に強い関心を示していました。わずか二年で中止された神田下水の後、イギリス人バルトンのプランも都合ですぐに潰れてしまいます。）

明治二十二年に、分流式のバルトンの下水道設計ができましたが、水道の方が先行したために、下水道はそのままに据え置かれてしまいました。

水道が明治三十五、六年頃、工事がほぼ出来上がってきたということで、ようやく下水道に取り掛かろうということで、改めて調査をし直して、明治四十年になって今の東京の下水道事業の基に

なる計画が中島銳治工学博士によって設計されました。

明治三十五、六年頃から相当な時間をかけて練りに練って作られた合流式の下水道計画です。しかも、この計画には下水を処理する（下水処理場を造る）という考え方が盛り込まれており、完全な形での下水道計画でした。しかし当時は、下水道についてのこのような新しい考え方を正しく理解してくれる人々は、非常に少数だったようです。

【東京市下水改良事務所では、この計画が明治四十一年に内閣の認可を得たことを受けて、大正二年に『東京市下水道沿革史』を刊行し、江戸時代からこの時点までの江戸・東京における下水道の歩みを振り返っています（大正三年に再版）。】

（東京で最初にできた三河島処理場です。このポンプ施設の外觀は、当時の面影を残しています。）

大正二年に、第一期の下水道工事が着工されました。当時の下谷区、浅草区が人口も多く排水状

況も良くなかったということ、まずここから下水道管渠工事を始め、その終末に三河島処理場を造るということになりました。

実際に出来上がったのは、関東大震災の起こる前年（大正十一年）です。この外、丸の内地域の工事も併行して行っていました。ただ大正十二年の震災の影響で、下水道工事は一旦打ち切られてしまいました。

震災後は、帝都復興事業の一環として、下水道工事が再開されました。昭和に入り、芝浦系統の第二期工事の継続分がほぼ完成し、さらに、砂町系統の江東地域の下水道工事も相当に出来上がりしました。こうして終戦前までに、旧15区の八割近くに下水道が施行され、さらにその周辺の区でも三〜四割程度に下水道が普及していました。

（大正十一年に運転を開始した三河島処理場に続いて、昭和五年に砂町処理場、さらに六年に芝浦処理場が稼動しましたが、これ以後は不景気や戦争の勃発のため、下水道工事はストップしてしまいました。）

2. 李家正文氏の話

明治の初めに、洋式の水洗便所が、横浜の外国人居留地の住宅などで使われるようになり、日本に紹介されました。東京の方が後です。

それまで日本では長い間、廁（汲取り便所）に溜めた尿尿を汲取って肥溜めでさらに腐熟させて、農地に撒き肥料として利用してきました。それで、庶民は、尿尿を水洗トイレにより水に流すことは、川や海に捨ててしまうことであり、本来、尿尿は農作物の肥料になるのにもつたいないではないか—という感情をもったようです。

このように尿尿に対する考え方が西洋とは違っていましたので、日本でのトイレの水洗化は遅れることになりました。

やがて昭和の始めになり、大都市においては下水道処理場が建設されるようになり、陶器製の便器を用いた水洗トイレが本格的に普及するようになりました。その結果、蚊はいなくなる、ハエもいなくなるということ、それらの地域では非常に誇り高い思いをしたわけです。

しかしこの後、戦争の時代になり、トイレの水

洗化の機運は途切れてしまいました。

予防衛生の上から、その必要性が叫ばれていながら、資金上の問題もさることながら、農村での尿尿の肥料としての需要に伴う抵抗が根強くあり、一朝一夕には水洗トイレへ進みませんでした。下水道や水洗トイレを普及させようという人たちの苦労は、並大抵のものではなかったと思います。

3. 松下行雄氏の話

戦後、復興が進み東京に人が集まり経済活動が活発になり、水需要が増えそれに伴い排水が増大し河川や海の汚染が進みました。その端的な例が隅田川の水質汚濁です。

東京の場合、昭和三十四年に「昭和三十九年に東京でオリンピックを開催すること」が決まり、水環境悪化への対策とオリンピック開催に向けての準備の双方が相俟って、下水道整備を推進する原動力となりました。

昭和四十年代に入って、河川とか海とかの公共用水域の水質が全国的にどんどん悪化していきました。

昭和三十年代までは、下水道の役目はトイレの水洗化とか、降った雨の円滑な排除とかの形で生活環境を改善することにあるとされてきました。

ところが、下水道の普及が公共用水域の水質改善にもっとも寄与する施策であるということで、新たな役目が下水道に加わりました。昭和四十五年の公害国会で下水道法が大幅に改正され、これを機に全国的に下水道の建設が促進されました。

東京の下水道は、神田下水から始まり同心円の周辺に広がっていききましたが、現在なお普及が遅れている荒川以東の足立区、葛飾区、江戸川区では普及率が全国平均よりも低い状況です。それに荒川以西でも、練馬区、世田谷区、大田区が遅れており、これら周辺6区では下水道の建設が待ち望まれています。

(都内の下水道は、一時間当たり50mmまでの降雨量までは対応できるように計画されています。しかし、予想を上回る人口増、そして、かつて地面が吸い込んでくれた地面が都市のコンクリート化などによって、雨水のほとんどが流出する

こととなり、集中豪雨に弱い体質を持つようになっています。)

昨年も二度ばかり、下水道の整備されている区域とまだ整備されていない区域との両方において、浸水が起きました。

下水道の整備されていない区域の方々は、当然のことながら、早く下水道を整備して欲しいと要望されてきます。

ところが、明治以来の下水道整備百年というところで、戦前あるいは昭和三十年代頃までにすでに下水道を造った地域でも、浸水が起きているところがあります。そういうところの方々からは、下水道の普及が100%であるのに、その排水効果は実態的には零なのではないかとの強い不満の声が出ています。

それぞれの下水道施設を造ったときの東京と、現在の東京の状況とが全然違うわけです。土地の利用形態が違ってきたり、水の使用状況も異なってきたり、そのため、雨水の排除が円滑に出来なかったり、あるいは汚水についても処

理能力不足の問題とか、いろいろと新たな課題が出てきました。そこで、すでに下水道が普及している区域内でも、既設施設の改良・再構築事業を行うべく、予算をつけて取り組んでいます。

(多くの問題を抱えながらも、下水道の拡充は東京都の建設予算の中で最大の規模をもって進められています。しかし、過密都市・東京の地下での工事ですから難工事も多く、例えばこの工事現場(シールド工法)では、昼夜兼行でも一日7、8mしか掘り進めることが出来ません。しかも1m完成するのに百万円以上の予算が必要と言われています。)

一番大きな問題は建設公害です。住民の方々のいろいろな接触過程で出てくるわけです。また、都市の基本的な施設でありながら一番遅れている下水道工事は、すでに先行しているガスや水道などの地下埋設物との調整の問題もあります。さらに、河川や道路や区画整理などの他の公共事業との話し合いが多々あります。

これは一番先に取り上げなければならないこと

だと思いますが、下水道事業には、建設するにしても維持管理するにしても、膨大なお金がかかるということですが、これは概算ですが、二十三区内で仕事をしていくときに、一世帯4人として1世帯当たりおよそ四百万円の建設費がかかります。資金の確保が一番大きな課題となっています。

(昭和四十年代に下水道が改めて公共用水域の浄化という役割を担うきっかけになったのは、河川の汚濁でした。この隅田川もその例に洩れなかったのです。しかし、その後の下水道整備の結果、その水質が改善されてきたことが、東京都の調査によっても明らかになりました。ここは大井の海浜公園です。八月終わり頃の様子ですが、水との触れ合いを求めて多くの人々がやってきました。)

(下水道には今、量的処理と同時に、質的処理の向上が強く求められています。現在、区部では9箇所の処理場が運転されていますが、ここで処理する下水は毎日420万トンですが、今後この量はますます増大していくでしょう。下水処理は、沈殿と活性汚泥を使った二次処理によつ

てなされています。しかし、現在のこの方法では、窒素やリン分の除去が不十分で、さらに高度の水処理が必要になってきています。)

(多摩川の水質基準を守るため、南多摩処理場では実用規模での高度処理実験を行い、BOD、窒素、リンなどの除去方法の研究をしています。)

二十三区ではおおむね昭和六十年代中に普及率100%に、また多摩地区では都で実施している流域下水道を昭和七十年代までに完備すべく鋭意努力しているところです。

(戦前、富国強兵の掛け声の下、とかくなおざりにされてきた下水道ですが、戦後はまた、東京の膨張と戦い続けています。下水道百年、その苦難の歴史から学ぶことも多いように思われます。)

二、東京：下水道よもやま話

1. 昭和二十六～三十五年頃【昭和二十六年での職員数553名】

広報映画『汚いといっただお嬢さん』（昭和二十五年）を作り、下水道事業の重要性をアピールしました。当時の下水課は、既存施設の維持管理で一杯でした。二十三区内の面積普及率は二十％、処理場は三つ（三河島、砂町、芝浦、ポンプ所は十五ヶ所の時代です。カーボン紙での複写、計算はソロバンが主で、掛け算・割り算はタイガー手回し計算機で行なっていました。

昔使っていた汚泥運搬船を売却する事務処理を担当したことを覚えています。現場へ行くには、近いところは自転車や荷車で、少し遠いところは都電を使いました。昭和二十六年に、大手町の事務所にトイレット・ショールームが開設され、家庭雑排水を水洗水に利用する水洗トイレが展示されています。

昭和二十七年に下水道使用料が改訂されました。それまでは「水道料金の10分の3」という一律の料率でしたが、下水処理地区は10分の3、下

水未処理地区は10分の2・5（その後には2）と、二つの料率に分けるようにしました。

下水道事業に地方公営企業法が適用されるようになったのは、昭和二十七年からです。この頃、神田・三崎町で行っていた汲取り尿尿の下水道管への投入量に関する統計資料を作成する事務を担当しました。

昭和三十三年に岩波映画が、下水道に関する広報映画（ナレーションはNHKアナウンサーの高橋圭三氏）を制作しました。

清掃部局と合併したらどうかとの動きもありましたが、昭和三十四年に、水道局内で下水道本部へ昇格しました。

これに関連して、『下水道は上水道と一体である』『下水道事業の在り方』『東京都下水道財政の推移』などの諸論文の原文の執筆に関わりましたが、これらの論文はさきほど席上配布しました【文化資料―3】誌で復刻されていますので、後ほどお読みください。

さらに、『東京の水道』（佐藤志郎著、昭和三十五年、都政通信社）の下水道の部分の原文執筆も

担当しました。

これらの執筆に当たっては多くの資料を参考にしましたが、過去の下水道事業の経緯を振り返るとともに、今後の展開を考えるきっかけとなり、私にとっても良い勉強になりました。

2. 昭和三十六〜四十一年の頃〔昭和三十九年の職員数2527名〕

昭和三十九年開催の東京オリンピックへ向けての準備で、下水道工事は急激に拡大へ向かいました。中小河川の多くが暗渠化され、下水道へ転用されました。

昭和三十七年に下水道局に昇格し、昭和三十九年度からは下水道料金を水道料金と切り離して徴収するようになりました。但し、徴収事務は水道局へ委託しました。

3. 昭和四十二〜六十年の頃〔昭和五十八年の職員数4913名〕

下水道予算の拡大に伴い、組織、人員が大幅に増加しました。職員を大量に採用し、宿泊研修を

実施しました。また、提案制度を創設し職員からの建設的なアイデアを募り、実務に取り入れていきました。

財政危機の中にあっても下水道事業はその必要性が理解され、普及率の年2%アップを目標に下水道は着々と整備されていきました。

昭和五十七年は、東京の近代下水道開始100年目に当たる節目の年でした。先ほど見ていただいた『地下1世紀1万キロ』の広報番組は、このとき作られたものです。下水道局から、『東京の下水道100年のあゆみ』が昭和五十八年に、さらに少し遅れましたが平成二年に、部厚い『下水道東京100年史』が、それぞれ刊行されました。

4. 昭和六十年〜現在

私は昭和六十年に退職後、ある会社に勤務しながら、趣味の油絵を本格的に描くようになり、所属する美術団体の活動にも幹事として参加するようになりました。

平成七年に、区部下水道普及概成100%を達成しました。この時、『TOKYO・下水道物語』

と題する記念写真集が下水道局で編纂されました。それにしても、最近のトイレの便座は、腰掛け式の温水洗浄型となって立派ですね。水洗便器であつても、きちんと掃除をしないと臭気を発する原因となります。それと、男であつても座つてすることを勧めしません。座つてすることで、トイレの汚れを大分押さえることができますから。

三、文化資料―3 『論考・トイレと下水道』のあらまし

第1編 トイレの文化人類学的考察(平田純一著)の目次

1. しゃがみ式と腰掛け式の分岐点
2. しゃがんでいたことを証明可能か
3. 洋風便器の苦難
4. トイレの日欧比較
5. 回虫の功罪
6. 日本のトイレの紆余曲折
7. かわやば正式名称か隠語か

第2編 下水道事業の経営(新保和三郎著)の抄録

1. 『下水道は上水道と一体である』下水道事業

機構の在り方』『都政』(昭和三十一年三月号、新保氏が原文を執筆)

下水道の使命

下水道の完備によつてもたらされる効果の主なものは、在来のドブ下水がなくなり、又、汲取便所の水洗化により蚊やハエの発生を防いで消化器系伝染病などの悪疫が予防されること、同時に行き詰り状態にある都市の屎尿処理を完全に解決し、臭い街の汚名をなくしてしまふことである。更に雨水の氾濫による浸水の防止、土地の利用価値の増大による交通経済への寄与等、都市の環境衛生上は勿論、社会経済上もはかり知れない恩恵を与える訳で、蓋し、都市の基本的施設と云うべきものである。

下水道事業経営の実態

都の下水道事業は、会計上は独立の特別会計とされ地方公営企業法の全面適用をうけ、条例の定めるところにより機構としては上下水道と一体として運営されている。

しかし現在、概ねの都市の下水道事業は、財源

上、自主性に欠けているとされているが、国家地方財政一般の下水道に対する認識の欠如による罪がむしろ大であろう。下水の意義を認識し、重点的な施策として起債、国庫補助の大幅増額をなし、同時に一般会計繰入の適正をはかることが事業経営の焦点である。

上下水道事業の関連性

上下水道は、経営上、密接な関係にあることは否定しえない。まずそのサービスが水に関することである。特に、汚水量は概ね水道給水量に略々等しいという事実から、下水道料金の算定の基礎資料となることである。更に、サービス区域、受益者、施工上の衛生的規制等対象が共通的事であることである。只、相違する面は下水道が雨水排除施設の目的をもつ点である。

以上の外、上下水道は学術上も共に衛生工学又は土木工学の一分野に包含され、他方、我が国上下水道の近代に於ける沿革からも両者は緊近の關係にあるというる。

機構合理化の方向

上下水道機構を一体化することが、上下水道の機能的、技術的関連上、又、対都民サービス並びに沿革的にも最も能率的かつ合理的であると云える。然して将来の下水道の区部全体に及ぶ發展からすれば独立局としての運営の可能性さえ存在すると云える。

清掃事業との関連

都の下水道は汚水、雨水の両者を排除する合流式であるが、この点雨水を流す地下水路とも云うべき効果は、清掃事業の本質とは全く相容れないものであると同時に、他方、尿尿その他汚水処理という衛生的効果がある訳で、ここに下水道の特性が存する。

三崎町における下水道への尿尿投入があるが、これはあくまで暫定措置として実施しているものであつて、下水道管理上からは勿論、都民の反対陳情も熾烈であつて早急に禁止しなければならぬ状況にある。下水道が厳密な設計に基づき施設であることから、汲取り尿尿を大量に投入するこ

とは改めて下水道を施設し直さぬ限り不可能であり、むしろ下水道の機能無視とも云いうる。

完全下水道があれば清掃事業は少なくとも屎尿処理作業面が不要となつても、なお、ゴミの問題が残る。下水道、清掃ともに各々その職能は都市に不可欠であることは云うまでもないので、単に一元化によつて合理化しうるとは云えず、むしろ大局課主義の弊に陥ることはさげねばならない。

下水道事業の将来

汚水については使用料、雨水については一般税財源を適正にふり充て、独立的な下水道事業の運営を達成することは、とりも直さず都市の責務とも云うべきである。

社会の発展につれ水を無限に必要とする傾向はやがて下水の浄化水を直接上水の原水に用いる方法も強ち夢物語ではなくなり、上下水道は動脈と静脈の相関性を実現することとなるかも知れない。

2. 『下水道事業の在り方』東京都下水道経営の現状と将来、『東京都水道局下水部』昭和三十一年八月、新保氏が原文を執筆】

下水道の使命

現在都の下水道は、水道局下水部において主管し、二課六事業所、職員六〇〇人をもつて、都部の約二割の既設区域にある下水管渠二千二百kmの管理と十五箇所のポンプ所、三箇所の下水処理場を運営すると共に、年間五十kmの管渠新設やその他処理場等の工事を実施し、そのうえ清掃本部委託の糞尿消化槽の築造、管理まで実施している。

東京都下水道の沿革

下水道が雨水、汚水排除機能と併せてもつ水洗便所普及が合致して、これが建設がとりあげられたとみるべきであろう。従つて下水道が完備すれば、清掃事業のうけもっている糞尿汲取は当然廃止され、住民の便利はいうまでもなく、都市衛生は向上し又、都市財政上も裨益する所大となるわけである。

戦後の混乱もすぎ文化都市の建設に重点がそそがれると共に、下水道の再認識も深まり、昭和二十三年度より拡張事業は再開されるにいたつたが、

財政難の為、これが進捗は遅れた。しかし、昭和二十五年七月には東京特別都市計画下水道計画が策定され、次いで首都建設計画の決定等、下水道事業計画執行も漸次軌道に乗り今日に及んでいる。

下水道経営の現状

都の下水道拡張は大きく分けて、既設区域内の未設枝線下水道の整備と新設区域の下水道建設があるが、予算の過少なため、現在までは既設区域内工事を主としてきた状況である。だが新設区域の下水道建設こそが今後の下水道拡張の焦点であり、これには巨額の財源を必要としこれが獲得が先決問題である。

下水道経営の将来

首都圏整備下水道十カ年計画の立案が進行中である。この財源としては起債の外、国庫補助、失対事業費繰入金、都市計画税収入、其の他一般財源を充当し、前期四カ年計画は毎年度二十億、後期六カ年計画では二十五〜三十億の毎年度事業費を予定している。

汚水処理費は使用料収入を充当しているが、現

行の上水道の三割を四割あるいはこれ以上の公正な料率に改定しなければならない。又、雨水処理費は事業補給金としての一般会計繰入金を充当すべく、用途としこの負担割合は七十五%対二十五%とみられるに反し、現状の補給金は十七%に充たず、これが赤字経理の一因となっている。建設費にしても起債認可の枠は固く、短期債であるから、これも財源の太宗とする計画執行の遅れも当然のことである。

下水道自主財政の基礎確立に注目せざる国家、地方公共団体当局の再認識と、更に利用者たる都民の負担義務の遂行に待つ外ないと考えられる。かくして下水道事業の特異な性格を知り、公営企業としての経営強化をはかることが肝要となる。

下水道事業の会計について

昭和二十七年十月、地方公営企業法の施行に伴い、条例を以って企業法の全面適用を受けることになり、下水道事業特別会計として発足したが、完全な独立採算制を維持することが困難な状況にある。下水道の雨水処理及び建設改良に要する経

費並びに建設改良の起債元利償還費は、すべて一般会計から財政的援助を受けているのが実情である。

上下水道の関連性について

上下水道の一体化は都民サービス上も効果的であり、一体化の具体的意義は、①給水装置の末端は即ち私設下水道であり、この連絡関連性に於いて、一体化運営は都民サービスの一本化をもたらす、②料金算定並びに徴収上便利である、③事業経営上、資金操作が極めて便利である、④上下水道指定工事店制の取締一本化がなしうる、⑤窓口事務の能率化が計れる、ことにある。

各都市における下水道機構の現状

全国百十二都市の下水道所属機構は、建設・土木部局所属 八十二都市、水道部局所属 十九都市、環境衛生係所属 三都市、不詳 八都市である。なお、公営企業法適用都市は六都市である。また、使用料徴収制度をもつ都市は二十都市にすぎない。

下水道事業と清掃事業との機構の在り方

上下水道一体化の現行機構は、現段階において最上策とされるものであつて、将来、下水道事業の發展時に於ける独立部局昇格はさておいても、清掃事業への合体吸収は全く非合理とも考えられむしろ、下水道事業機構の拡充に伴つては清掃事業中の糞尿処理作業は解消するものであるから、その他残余作業は衛生局と関係深きものと考えられる。

受益対応主義に基づき、使用料率の決定等経営実態に根本的検討を今後も重ね、建設資金繰りに ついても長期起債、国庫補助増額など、当局者の勇断ある着実な政策に依り、経営の実を挙げ、公営企業として住民の利益の為促進すべきである。

3. 『東京都下水道財政の推移』〔東京都水道局調査資料1号、(昭和三十五年一月、新保和三郎氏が原文を執筆)〕

市区改正による事業の成立

明治二十一〜大正五年の間に市区改正費総支出のうち道路費65%、下水道費2・6%と、下水

道事業への投資額は市区改正事業としては最も少額であった。

戦前における下水道財政

大正五年、上下水道公債条例が制定され、公債発行が可能となった。

関東大震災を機に、帝都復興と失業対策に対する国庫補助の増加や下水道受益者負担制の新設、市債収入の増加により下水道財源が充実した。

しかしその後、戦時経済体制が強化され下水道建設工事の進展は鈍化した。

昭和十一〜十五年度間における、下水道事業歳入不足額は26674千円であったが、これは水道剰余金6647千円、一般会計繰入金18727千円、元金借替公債1300千円で補てんされた。

会計制度については、大正十一年度より普通経済、昭和十二年度より水道特別経済に所属したが、昭和十六年度より建設部門については都市計画事業経済、ついで昭和十九年度より一般会計経理となり、かくて管理部門は水道会計、建設部門は一

般会計による二本立ての経理がなされて昭和二十七年に及んだ。

下水道事業は、自己財源たる受益者負担金や使用料の制度確立の遅れと不十分さの反面、巨額の事業費を要する事業であり、またその事業性格の消極性、非生産性によって財政計画の不安定を招き、都市施設のうち最も発達が遅れる結果となった。これに加えて、官治的中央集権的ながわが国の都市計画と財政事情がこの歪みをさらに深めたといつてよい。

戦後における下水道財政

戦後初期の都財政は、戦災復旧、税收減少、インフレの進行、民主化による新施策の強制等に基因して全く窮乏し、下水道財政も極度に制約された。

昭和二十五〜三十四年度間における建設費用は、起債43%、一般会計繰入金42%、自己資金11%、国庫補助金4%である。このほか管理費用に占める一般会計繰入金の比重を考慮すると、いかに自主財源に乏しいかがわかる。

最近の論調をめぐって

起債の許可枠の拡大、国庫補助の大幅な増額が必要とされることが財政推移の過程からも望まれるところである。

4. 『東京都下水道受益者負担金制度について』

【東京都水道局下水道（昭和三十一年九月、新保和三郎氏が原文を執筆）】

下水道受益者負担金制度の意義

昭和二十七年地方公営企業法の施行に伴い条例を以て企業法の全面適用を受けることになり、下水道事業特別会計として発足したのであるが、完全な独立採算制を維持することがなかなか困難な現状にあるので、従来同様建設改良等に要する経費は一般会計から財政的援助を受けているのが実情である。

大正八年に受益者負担金の規定が道路法と都市計画法に明文化されたが、下水道法改正の難を避けて省令によって、下水道事業も都市計画事業の一つとされ、下水道受益者負担金の法的根拠となっている。

今後は、下水道法に受益者負担に関する条項が明記され、下水道の発展が招来されることを期待する。

東京都下水道受益者負担金制度の実施経過

大正十四年より、受益者の地積に比例して負担させることとし、工事竣工後の地区から負担区を定め、10年均分として徴収することとした。

昭和二十年に至り戦災被害は増加し、東京都は焦土と化し、受益者負担金の徴収も不可能な状態となり、徴収が事実上中止され、戦後も全面的に中断されたまま今日に至っている。

受益者負担金制度実施と地方公営企業並びに都市計画税制、使用料制度等の財政政策との関係

下水道事業は勿論あらゆる事業は、結局住民の直接、間接の負担となるもので、税によるか、料金、或いは負担金によるかは結局現実に適合する合理性の問題とすれば、本受益者負担金制度設定も、その条件たる障害の存在しない限り妥当であり、それだけ下水道促進がはかられるものとなる。都はすでに都市計画税を徴収していることから、

更に下水道受益者負担金設定は相当の問題を惹起することとなる。

下水道事業の特殊性から公共的観念の強いところでは、使用料と負担金の併用は理論的にも財政上も適切とは考えられるが、他面、現実における社会の一般的貧困は問題であり、何よりも住民意識と徴収技術に今後の問題があるといえる。

昭和二十九年年度予算における下水道受益者負担金概算について

事業費の1/4として、下水排除面積に比例して算出した。

下水道受益者負担金制度実施上の諸問題

当面においてはこれが実施は困難視されうることが結論しうるが将来において、これらの諸問題に解決を見出しうれば下水道建設の促進に影響するところ極めて大きなものがあるといえよう。

第3編 東京・下水道歴史散歩(新保和三郎著)の目次

1. 下水道の歴史に取り組み・新保和三郎氏
- 2.

今に生きる―デ・レーケがつくった神田下水―
3. バルトンの墓 4. 昼休みの散歩 中島博士の墓地を訪ねて 5. 中華なべ―小さな歴史の語るもの― 6. 地下鉄工事現場から煉瓦造り下水管が出土

平成二三年一〇月二三日

小平市ふれあい下水道館にて